

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2558 号

件名 投資委員会布告第 2/2557 号の改正増補

新投資奨励政策の基準について改正増補が必要と認められるため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「件名：投資奨励政策および基準」における第 6.1.3 項を廃止し、以下に置き換える。

「6.1.3 新品の機械を使用すること。(タイ)国外より輸入する中古機械を使用する場合は以下の基準とする。

一般の場合

- (1) 製造年より輸入年まで 5 年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用と、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。また、機械の性能、環境への影響、エネルギー消費、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。
- (2) 製造年より輸入年まで 5 年超～10 年以内の中古機械については、プロジェクトでの使用を認められるが、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することは認められず、かつ輸入税免除の恩典も付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。

生産拠点の移転の場合

- (1) 製造年より輸入年まで 5 年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用と、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。
- (2) 製造年より輸入年まで 5 年超～10 年以内の中古機械については、プロジェクトでの使用と、機械簿価の 50%までを法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。

ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。

(3) 製造年より輸入年まで 10 年を超える中古機械については、プロジェクトでの使用を認められるが、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することは認められず、かつ輸入税免除の恩典も付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。

その他の場合

海運事業、空運事業そして金型は、委員会が適切であると判断した場合、10 年を超える中古機械の使用を認められる。輸入税免除の恩典が付与され、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。

詳しくは事務局の定める基準に従うものとする。」

仏暦 2558 年 (2015 年) 4 月 2 日より有効とする。

発布日: 仏暦 2558 年 (2015 年) 4 月 23 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長